

# 全国司法書士女性会FAX通信283号 (2015年3月号)

発行責任者 会長 大城節子

事務局 〒579-8036大阪府東大阪市鷹殿町1

- 7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

余寒厳しき折、お元気でお過ごしのことと存じます。

昨年亡くなりました当会副会長、滝川あおいの「お別れ会」のご案内を差し上げておりましたが、「お別れ会・食事会」の会場が変更になります。現在未確定のため追って、ご連絡致します。

また、今年の「司法書士女性の集い」「全国司法書士女性会総会」は、滝川あおいを偲んで大阪で開催させていただく所存です。10月3日（土曜日）を予定しておりますので、皆さま方のスケジュールの調整をお願い致します。

大城節子

「民法改正と相続・親族」研修会報告（雑感）

理事 三宅美智子

2月7日、津日ホールに於いて、法務省の相続法制検討ワーキングチームの座長である大村敦志東大教授をお招きして、「民法改正と相続・親族」と題する研修会がありました。

日本の民法は、明治29（1896）年に成立して以来、昭和22（1947）年の大改正からすでに70年に近い年月が経ち、社会が大きく変化し、女性の社会的進出に伴い、ライフスタイルの多様化（晩婚化、非婚化、離婚・再婚の増加、子供を持たない選択）高齢化（平均寿命昭和22年男50.06、女53.96、平成25年男80.21、女86.61）が進み、今の法律では対応できないほど社会と法律が大きく乖離しており、今回の研修テーマには大変関心がありました。

大村先生のレジュメには、「民法900条改正後の相続法ー大きな『進化』と小さな『進化』」とサブタイトルが付けられ、主に法定相続分を中心に講演されました。

以下は私の雑感を含む報告ですが、未熟な感想を開陳する機会を与えていただいた全国司法書士女性会にお礼申し上げます。

#### （1）はじめに（今、何が起きているのか？）

家族法改正は法制審議会による1996年の婚姻制度の改正に関する要綱の答申も、2003年の生殖補助医療による出生子の親子に関する民法の特例法要綱中間試案も失敗に終わり、2011年児童虐待防止法に基づく親権停止制度の新設がされただけである。

今回の家族法改正は、債権法の大改正と平仄を合わせるように家族法改正がなされるのだと思っていた。しかし、家族法改正の直接の原因は平成25年9月に、最高裁判所において嫡出でない子の相続分を

嫡出子の2分の1と定めていた規定が憲法に違反するとの決定がされたことにあるということである。これを受けて、法務省では違憲状態を速やかに是正し社会的混乱を回避する観点から民法900条4号ただし書規定を削除することを内容とする法律案を作成したが、これを国会に提出する課程で、各方面から、この改正が及ぼす社会的影響に対する懸念や配偶者保護の観点からの相続法制の見直しの必要性など、様々な問題提起がされたことが家族法改正の直接の原因となったとのことである。

## (2) 非嫡出子の相続分－相続制度の変化

明治民法は家督相続が主であり、その機能は家産の承継であり、現行相続法の淵源は、明治民法の遺産相続の一般化であり、その機能は生活保障であった。しかし今では相続時の年齢が高齢化し（平均的には被相続人は80才以上、相続人は50才以上）、生活保障の機能は失われた。

昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間、家族形態の多様化や、これに伴う国民の意識の変化に伴い、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に意識され、子が婚内子であろうと婚外子であろうと、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えから、非嫡出子の相続分差別が問題視され、相続の機能は生

活保障から象徴化へと変化した。

### (3) 配偶者の地位の強化

現在の相続は相続人の生活保障の機能が脱落し、被相続人にとって職業生活の引退以降の人生は長く、配偶者の相続財産の必要性が際立ち、配偶者保護の観点からその地位の強化が喫緊の検討課題となっている。

そこで配偶者の相続権の根拠の一つとして実質的夫婦共有財産（夫婦の一方がその婚姻中に他方の配偶者の協力を得て残した財産）の清算が挙げられるが、相続の場面では配偶者の具体的な貢献の程度は寄与分の中で考慮されるに過ぎず、基本的には、法定相続分による形式的・画一的な清算が行われることになるため、①配偶者は遺産分割に先立って相続人に対し、実質的夫婦共有財産の清算を求め、②配偶者は実質的夫婦共有財産を清算した後の遺産（被相続人の固有財産及び実質的夫婦共有財産の残余部分）については現行の法定相続分より減少した相続分を維持する等の配偶者の地位の強化が求められている。

### (4) 複合的な制度の導入

家族法改正の方向性－婚姻・離婚の自由化

婚姻の自由化は昭和22年の民法改正で親の同意権の不要という形で現れ、離婚の自由化は昭和62年の判例が有責配偶者の離婚請求を認め

るという形で自由化は進んだ。

しかし、法制審議会が平成8年に答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」で婚姻の自由化の観点から「再婚禁止期間の短縮」と人格の独立の観点から「選択的夫婦別姓」とを提案したが、未だに改正には至っていない。

特に「選択的夫婦別姓」は、全国司法書士女性会の長年の悲願であったが、今般（2月18日）、家族のあり方をめぐる2つの民法規定「夫婦別姓導入」と「再婚禁止規定」について最高裁が大法廷で憲法判断する見込みとなった。

時代に応じて夫婦別姓案や再婚禁止規定の見直しを求める国民の声を大法廷は、しっかり受け止め法改正の契機として欲しい。社会は変化しており、機は熟しているのである。

**\*\*\*\*\*再通知\*\*\*\*\*  
全国司法書士女性会**

日頃は全国司法書士女性会の活動にご指導ご鞭撻を賜り、誠に有難うございます。

さて、下記ご案内を差し上げておりましたが「お別れ会 食事会」の場所が変更になりましたのでご連絡申し上げます。

長い間お世話になりましたが、

全国司法書士女性会、副会長滝川あおいは2014年11月13日逝去いたしました。つきましては、「お別れ会」を開催させていただきますので、ご出席賜りますようご案内申し上げます。尚、ホテル側より、平服（喪服は避けて下さい）にてご参加下さるよう要望がございます。

## 記

●2015年3月14日

11:00～12:00 「お別れ会」 主催 滝川事務所に変更

ホテルニューオオタニ大阪「鳳凰の間」

〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1-4-1 TEL

06-6941-1111

大阪環状線「大阪城公園」駅すぐ

12:00～13:30 「お別れ会 食事会」 主催 全国司法書士女性会  
会 「お別れ会 食事会」にて親しくお話しさせていただきたいと存じます。

部屋が変更になります。

→ホテルニューオオタニ大阪 B1F「ウイステ

リア」

※参加申し込み方法 「お別れ会 食事会」にご参加いただける方は、お席の都合上、

下記申込書を、FAX後、ご送金をお願いします。

(「お別れ会 食事会」 参加費 ￥12,000円 「お別れ会」費用不要です)

★みずほ銀行 新宿南口支店 (普通) 1777332 全国司法書士女性会★

※なお、既お申込み済みでご出席に変更がない方は改めてのご送信は不要です。